

第3回茨城県議会ICT化検討会議

令和元年7月22日（月）

特別委員会室 1

1 開会宣告

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 座長骨子案について

(2) その他

4 閉会宣告

令和元年7月22日

1 タブレット端末の導入

議会審議の充実や議会運営の効率化・活性化を図るため、タブレット端末を導入すること。

導入するタブレット端末は、資料の閲覧に適した大きさのものとし、議事堂外でもインターネット接続が行えるよう、LTE通信に対応したものとすること。

2 クラウド型ファイル管理システムの導入

タブレット端末の導入に併せ、クラウド型ファイル管理システムを導入し、議案や委員会資料、議会事務局からの通知等について、クラウド上で共有及び確認できる環境を整備すること。

3 無線LAN環境の整備

議場を含む議事堂内における安定的な通信環境を確保するため、無線LAN環境を整備すること。

4 利用範囲

タブレット端末は、本会議、委員会（議事堂外での調査及び出前委員会を含む。）及び協議等の場など議会の公務、議会の公務に関する議会事務局からの通知等の受信について利用できるものとすること。

5 導入時期

令和2年第2回定例会を目途に、タブレット端末及びクラウド型ファイル管理システムを導入し、委員会及び議会事務局からの通知等の受信について、試行的に利用すること。

本会議等への利用の拡大は、委員会での利用の効果や課題等を検証した上で、国会におけるタブレット端末等の導入状況も踏まえて行うこと。

6 使用可能端末

タブレット端末が利用できるとされた公務等については、原則として、導入したタブレット端末を使用すること。

7 紙資料の取扱い

議案や委員会資料、議会事務局からの通知等、紙で配布していた資料については、当面、紙による配布を継続すること。

その上で、議員の操作への習熟度等を勘案しながら、紙での配布が必須ではない資料について、段階的にペーパーレス化を進めていくこと。

なお、将来の完全なペーパーレス化も視野に、紙での配布を定めた会議規則等の改正を検討すること。

8 費用負担

タブレット端末及びクラウド型ファイル管理システムの導入・運用経費（端末の通信費用を含む。）をはじめ、この答申の実施にあたり必要な経費は、公費負担とすること。

なお、タブレット端末の使用に必要な付属品（ペン、ケース、保護フィルム等）についても、公費負担とすること。

9 研修の実施

議員がタブレット端末の操作方法を十分に習得できるよう、研修の機会を設けること。

10 セキュリティーの確保

タブレット端末のインターネットへの接続、議事堂外への持ち出しを想定した十分なセキュリティー対策を実施すること。

また、タブレット端末の管理、取扱い等に関するルールを定め、議員に対し、その徹底を図ること。

11 執行部の利用

執行部について、本会議、委員会（議事堂外での調査及び出前委員会を含む。）及び協議等の場など議会の公務でのパソコン（タブレット端末を含む。）の使用を認めること。

12 予算の確保

この答申の実施にあたり必要な経費については、所要額を速やかに予算措置するよう、議長から知事に強く申し入れること。

13 その他

タブレット端末導入後の利用範囲の拡大については、この答申に基づくタブレット端末の利用の効果や課題、議員の操作への習熟度等を踏まえ、議会運営委員会等において適切に判断を行うことが適当であること。

令和元年 月 日

茨城県議会議長 川津 隆 殿

茨城県議会 ICT化検討会議
座 長 白 田 信 夫

本会議及び委員会における執行部のタブレット端末使用について

令和元年5月17日付けで知事から申し入れのあったこのことについて、当会議における検討結果は、下記のとおりです。

記

- 1 令和元年第3回定例会から本会議及び委員会における執行部のタブレット端末の使用を試験的に認めること。
- 2 使用に際しては、「議会運営についての申合せ事項」の第6(4)を踏まえ、次の用途に限りタブレット端末を使用することができるものとする。こと。
 - ・あらかじめ保存しておいた資料（電子データ）を見ること。
 - ・審議等に係るメモを作成すること。
 - ・審議等に関連する目的に限り、インターネットに接続すること。
- 3 タブレット端末の使用の効果及び課題等について、議長へ報告するよう求めること。

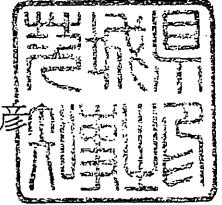


財 第 35 号

令和元年5月17日

茨城県議会議長 川津 隆 殿

茨城県知事 大井川 和彦



本会議及び委員会における執行部のタブレット端末使用について

執行部においては、県民サービスの向上と、本県の発展のために真に必要な業務に職員が注力できる環境づくりのために、ICT の活用による業務の効率化と生産性の向上に努めております。

昨年12月には、庁内の臨時組織として「RPA 導入推進プロジェクトチーム」を設置し、現在、全庁をあげて、「RPA（業務の自動化）の導入」、「ペーパーレス化の推進」、「業務・行政手続きの電子化（電子申請）の推進」、「庁内業務の効率化・定型化」等を進めているところです。

特に、業務のペーパーレス化については、業務コストの削減とデータの有効活用を図るために必要不可欠であることから、令和元年度上半期までに県庁全体の印刷枚数を50%減相当（対平成29年度実績比）とすることを目標として、取組みを進めております。

これらの取組みの趣旨をご勘酌いただき、下記についてお認めいただきたく、申し入れます。

記

申し入れ内容

本会議及び委員会における執行部のタブレット端末の使用を、まずは試験的に認めていただくよう求めます。